

田 島 毓 堂

例 言

一、和訓考(一)〜(八)の中に、通算173例(一部重出)を掲げた。その他にも若干例を引用した。今回為字すべてについて、和訓考の資料として用ゐたものの内、代表的なテキストを掲示する。

一、為字の一々について、(1)〜(27)の項目にしたがつて示す。(1)〜(27)はそれぞれ次のとおりである。それぞれの資料及びテキストについては和訓考(一)〜(八)にづれかに於てすでに紹介してゐる。主として、和訓考(一)を参照されたい。

- (1) 大正新脩大藏經第九卷所収法華經本文及び品名、所在(頁・段・行)
- (2) 法華經為為章写本(叡山文庫蔵) 為字訓
- (3) 法華經為為章板文(元禄十年刊) 為字訓
- (4) 法華三大部補注の為字訓
- (5) 日相本妙法蓮華經の為字訓
- (6) 科注妙法蓮華經の為字訓

- (7) 山田嘉蔵氏旧藏方便品白点による訓読と所在(頁)(中田祝夫氏『重要文化財法華經方便品解題』昭56年による)
- (8) 立本寺藏妙法蓮華經古点による訓読及び所在(頁・上下・行)
- (9) 立本寺藏妙法蓮華經古点の為字訓
- (10) 竜光院藏妙法蓮華經古点による訓読及び所在(頁)
- (11) 竜光院藏妙法蓮華經古点の為字訓
- (12) 足利本仮名書法華經と所在(頁・行)
- (13) 心空刊倭点法華經と所在(頁・行)
- (14) 日遠撰文段經妙法蓮華經
- (15) 文段經妙法蓮華經の為字訓
- (16) 頂妙寺藏版妙法蓮華經(天保五年刊)
- (17) 頂妙寺藏版妙法蓮華經(明治改訓版、明治一九年刊)
- (18) 頂妙寺藏版妙法蓮華經(昭和新版、昭和四七年刊)
- (19) 科注妙法蓮華經(徐注)
- (20) 浄嚴『冠注妙法蓮華經新註』
- (21) 赤松光映『校点妙法蓮華經』

(22) 『訓訳妙法蓮華経』（法華経普及会編）と所在（旧版頁・新版頁）

(23) 岩波文庫『法華経』と所在（巻・頁）

(24) 平楽寺版『妙法蓮華経』改正新版
向点句読版

(25) 法華訳和尋跡抄の為字訓

(26) 備考（尋）は法華訳和尋跡抄の為字訓に関する言説、（山）は法華経山家本裏書の為字関係記事

(27) 注 「訓訳」の新旧両版の異同、「岩波本」の初版、再版の異同

一、(2)～(6)、(9)、(11)、(15)、(25)の為字訓の欄について、為字訓のない場合は空欄とする。／印は該当本文がないことを示す。＊印は、二ヶ所以上の為字訓が一括して示されてゐるものであることを示す。但し、それが、はつきり特定できるやうに示されてゐる場合は、＊印をつけない。(9)の十印は寿慶聖人によるものである。

一、板本為々章と活版本為々章はNo.416（板―以、活―与）のほか、為字訓に関しては全同である。補注は、唐本（張明刊）、板本（慶安三年、寛文九年）活版本（正統蔵）とも為字訓は等しい。

一、(7)(8)(10)は全巻そろつたものではない。本文のない場合は空欄とする。(7)は方便品のみである。

一、(12)は分別品、神力品、囑累品を欠く。この部分、文政八年刊記の摩尼園蔵版で補ふ。この部分、所在は巻行ではなく、頁、上下、行で示す。

一、(19)「徐注」は寛永八年版、慶安二年版、延宝四年版、寛文八年版、元禄四年版など多数ある（いづれも異版）。今回は、寛永版に主としてより、慶安版、延宝版と比較して若干の補正をした。なほ、調点は板本に刻されたものを示す。所持者による書き入れがそれぞれあり、興味深いのが、今回はすべて割愛した。

一、(20)は、一如の注をもととした浄嚴の「冠注略解」によつて調点を示した。

一、(13)(14)(16)～(21)においては、片仮名は通行字体にした。子↓ネ、せ↓セなど。また、合字、又は漢字草体によるものは、印刷の都合により、片仮名で示した。

一、(2)↓ナリ ノ↓シテ 臣↓トモなど。)のつけてあるものは右の如き場合を示す。

但し、以・下・玉・上などはそのまま残した。調点のつけ方で、現在の目からは不思議なものもそのままとした。

一、(22)は元版（大正5年初版）によつて示し、新版（昭和30年、仮名づかひを改める）の頁数も示した。若干の相違があるが、この違いは(27)に示した。

一、(23)は改訂版によつて示した。初版との異同は(27)に示した。

一、(24)は両点本の代表としてあげた。これ以前の版とみられるものがあるが、刊年不明ゆゑ、その明らかな平楽寺版によつた。

一、(26)、尋跡抄は為字の訓にかかはる部分のみを示した。句読点などは若干改めた部分がある。山家本裏書は、為字に関連する部分

を示した。関係記事のない場合は省略した。

一、各訓読においてへゝはふり仮名を示す。()は補読を示す。尋跡抄においては()内は割注を示す。

一、(10)(12)(23)(24)は為字のよみの部分のみを示した。

一、近代のものは(21)(22)(23)のみである。代表的なものを取りあげるにとどめた(23)は代表的なものとはいへないが)。その他、いくつかのものについては、(22)の如く、頂妙寺版明治版の系統をひくもの、または、初版の系統をひくもの等があるが、それについては、補説を用意する。

一、(26)(27)は関係記事のない場合は省略した。

一、今回はNo.568(觀世音菩薩普門品)からNo.618(普賢菩薩勸発品)を掲載し今回で完了する。

以上

法華經為字和訓資料

No.	568
(1)	若為大水所漂 (普門品 56c10)
(2)	被
(3)	被
(4)	被
(5)	与
(6)	
(8)	(9) /
(10)	を為へ(かふ)れらむに (214)
(11)	被
(12)	のためにた、よはされんにも (8—17)
(13)	若為大水所漂 (8—9)
(14)	若為大水所漂 (15) 被
(16)	若為大水所漂
(17)	若為大水所漂
(18)	若為大水所漂
(19)	若為大水所漂
(20)	若為大水所漂
(21)	若為大水所漂
(22)	若し大水に漂はされんに其の名号を称せば即ち浅き処を (旧 343 新 357)
(23)	のためにれん (下 242)
(24)	タ、ヨハサレンニ
(25)	被
(26)	(尋) 若為大水所漂 為訓被。

(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	
而為説 _レ 法 _ヲ	ために	為に	(9) /	与 (3)	而為説法	572	(山) 為為々章・補注並訓与	/	タメニ	為めに	仏身を現じて為へため	而為説 _レ 法 _ヲ	ために								
(8-54)	(8-103)	(216)	(11)	(4) 与	(普門品 57 a 25)					(下 252)	に法を説き							(15) 与	(8-53)	(8-101)	
				(5) 与							(旧 346)										
				(6) 与*							(新 360)										

(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	
而為説 _レ 法 _ヲ	而為説 _レ 法 _ヲ	而為説法	而為説 _レ 法 _ヲ	ために	為に	(9) /	与 (3)	而為説法	573	/	タメニ	為めに	辟支仏の身を現じて為へため	而為説 _レ 法 _ヲ	而為説法						
		(15)		(8-105)	(216)	(11)	(4) 与	(普門品 57 a 26)				(下 252)	に法を説き							(15)	
							(5) 与						(旧 347)								
							(6) 与*						(新 361)								

(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)
而為説法	ために	為に	(9) /	与 (3)	而為説法	574	/	タメニ	為めに	声聞の身を現じて為へため	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法						
					(15)	(8 56)	(8 107)	(216)	(11)	与 (4)	(普門品 57 a 27)				(下 252)					
										与 (5)						(旧 347)				
										与 *						新 361				

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)
為めに	帝釈の身を現じて為へため	而為説法	ために	為に	(9) /	与 (3)	而為説法	575	/	タメニ	為めに	梵王の身を現じて為へため	而為説法							
(下 254)								(15)	(8 57)	(8 110)	(11)		与 (4)	(普門品 57 a 29)				(下 252)		
													与 (5)							
													与 *							
	(旧 347)																		(旧 347)	新 361

(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)
／	タメニ	為めに (下 254)	自在天の身を現じて為へためゝに法を説き (旧 347 新 361)	而為説 _レ 法	而為説 _レ 法 (15)	而為説 _レ 法 (8—112) (8—58)	ために (8—112)	為に (216) (11)	(9) 与 ／	(3) 与 (4) 与 (5) 与 (6) 与*	而為説法 (普門品 57 b 1)	576	／	タメニ					

(27)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.
(岩) (この一文脱落) (初版)	／	タメニ	為に (下 254)	大自在天の身を現じて為へためゝに法を説き (旧 347 新 361)	而為説 _レ 法	而為説 _レ 法 (15)	而為説 _レ 法 (8—114) (8—59)	ために (8—114)	為に (216)	(9) 与 ／	(3) 与 (4) 与 (5) 与 (6) 与*	而為説法 (普門品 57 b 2)	577					

(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.
而為説法	579	／	タメニ	為めに	361) 天大將軍の身を現じて為へため	而為説法	而為説法	ために	為に	(9) 与	与	而為説法	578						
(普門品				(下	へため							(15)	(8-117)	(216)	(11)	(3) 与	(普門品		
57 b 5)				254)	に法を説き							(8-60)			(4) 与	57 b 3)			
					(旧										(5) 与				
					347										(6) 与*				
					新														

(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)
為に	(9) 与	与	而為説法	580	／	タメニ	為めに	毘沙門の身を現じて為へため	而為説法	ために	為に	(9) 与	与							
(216)	／	与	(普門品				(下	へため							(15)	(8-119)	(216)	(11)	(3) 与	(4) 与
(11)		(4) 与	57 b 6)				254)	に法を説き								(8-62)			(5) 与	(6) 与*
		(5) 与						(旧												
		(6) 与*						347												
								新												
								361)												

(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)
而為説法	而為説法	ために	為に	(9) /	与	而為説法	581	/	タメニ	為めに	小王の身を現じて為へため	而為説法	ために							
(15)		(8-123)	(216)		(3) 与	(普門品 57 b 7)				(下 254)	に法を説き							(15)	(8-63)	(8-121)
		(8-64)	(11)		(4) 与						(旧 347)									
					(5) 与						新 361									
					(6) 与*															

(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)
而為説法	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法	ために	為に	(9) /	与	而為説法	582	/	タメニ	為めに	長者の身を現じて為へため	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法
					(8-125)	(216)		(3) 与	(普門品 57 b 8)				(下 254)	に法を説き						
					(8-65)	(11)		(4) 与						(旧 347)						
								(5) 与						新 361						
								(6) 与*												

(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)
而為説 <small>レ</small> 法	ために	為に	／	与	而為説法	583	／	タメニ	為めに	居士の身を現じて為へため	而為説 <small>レ</small> 法	而為説 <small>レ</small> 法	而為説 <small>レ</small> 法							
						(15)		(8—127)	(216)	(11)		(普門品 57 b 9)				(下 254)				
							(8—66)				(4)	(5)					(旧 347)			
											(6)						新 361			
											与*									

(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)
タメニ	為に	婆羅門の身を現じて為へため	而為説 <small>レ</small> 法	ために	為に	／	与	而為説法	584	／	タメニ	為めに	宰官の身を現じて為へため							
	(下 254)								(15)		(8—129)	(216)	(11)		(普門品 57 b 10)				(下 254)	
														(4)	(5)					(旧 347)
														(6)	与*					新 361

(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	
／	タメニ	為めに (下 256)	(旧 348) 新 362) 比丘比丘尼優婆塞優婆夷の身を現じて為へためへに法を説き	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法 (15)	而為説法 (8—69)	ために (8—132)	為に (217) (11)	／	与 (3)	与 (4)	与 (5)	585	／
															与 (6)	(普門品 57 b 12)			
															与*				

(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	
与 (3)	而為説法 (普門品 57 b 15)	587	／	タメニ	為めに (下 256)	婦女の身を現じて為へためへに法を説き (旧 348) 新 362)	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法	而為説法 (15)	而為説法 (8—70)	ために (8—135)	為に (217) (11)	／	与 (3)	与 (4)	与 (5)	586
																		与 (6)			
																		与*			

(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)
為に	(9)	与	而為説法	588	/	タメニ	為めに	童男童女の身を現じて為へため	而為説法	ために	為に	(9)							
(217)	/	(3)	(普門品 57 b 17)				(下 256)								(15)	(8-138)	(217)	(11)	/
(11)		(4)														(8-72)			
		(5)																	
		(6)																	
		与*																	

(旧 348)

新

(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)
而為説法	而為説法	ために	為に	(9)	与	而為説法	589	/	タメニ	為めに	皆之を現じて為へため	而為説法	ために							
(15)	(8-75)	(8-143)	(217)	/	(3)	(普門品 57 b 19)				(下 256)										(8-141)
		(11)			(4)															(8-74)
					(5)															
					(6)															
					与*															

(旧 348)

新 362

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)
汝が為めに	我汝が為へため	我為レ汝略	かために	かために	／	与	我為汝略説	592	／	トスル	となすや	仏子何の因縁があつてか名けて観世音とする							
(下260)	に略して説かん	説	説	説	説	説	説	説	説	(8 184)	(218)	(9)	(3)	(普門品 57c 15)			(下260)		(旧349)
	(旧350)							(15)	(8 96)		(11)	与	与	与					新
	新364							与					与	?					
													与						

(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)
(尋)為レ人所推墮	被	ヲシヲトサレンニ	のため	或は須弥の峯に在つて人に推し墮されんに	為レ人所推墮	のため	を為へかふ	被	為人所推墮	593	／	ナンチカタメニ								
為訓被。			(下262)	(旧350)										(8 194)	(218)	(3)	(普門品 57c 21)			
														(11)		(4)				
														被		(5)				
														被		(6)				
														被						

(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	
是	寧為多不	595	／	タメニ	為めに	能く為へため	能為作 _レ 依怙 _ト	ために	為に	(9)	与	能為作依怙	594								
(3)	(陀羅尼品 58 b 14)				(下 266)	に依怙と作れり							(15)	(8 117)	(8 253)	(220)	／	(3)	(普門品 58 a 29)		
(4)	是												与			(11)		(4)			
(5)	是																	(5)			
(6)	是					(旧 352)												(6)			
						新 366)															

(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)
為へ(二)れ	／	是	則為侵毀是諸仏已	596	(尋) 寧為多不為訓是。	是	コレ	為へコレ	寧ろ多しと為へせんや不や	寧為多不	とすや	為へ(二)れ	(8)							
(223)		(3)	(陀羅尼品 58 c 5)				(下 272)											(8 280)	(22)	
(11)		(4)							(旧 353)									(8 130)		
		(5)							新 367)											
		(6)																		
		是																		

- (12) になりなん (8-308)
- (13) 則為^{ナリ}侵^{キント} 是^{コノ}諸^ヲ仏^{オハヌ}已^レ (8-151)
- (14) 則為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (15) 是
- (16) 則^レ為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (レルナリ)
- (17) 則^レ為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (レルナリ)
- (18) 則為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (レルナリ)
- (19) 則為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (レルナリ)
- (20) 則為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (レルナリ)
- (21) 則為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (レルナリ)
- (22) 則ち為^レへこ^レれ 是^レの諸^ノ仏^ヲを侵^レ毀^シし已^レれるなり (旧 354 新 368)
- (23) 為^レへこ^レれ (下 276)
- (24) コレ
- (25) 是
- (26) (尋) 則為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (レルナリ) 為^レ訓^レ是^レ。可^レ尔^レ読^レ。下^レ皆^レ準^レ之^レ。
- No. 597
- (1) 我亦為^レ擁^レ護^レ読^レ誦^レ受^レ持^レ法^ノ華^ノ經^者 (陀羅尼品 58c9)
- (2) 与^レ (3) 与^レ (4) 以^レ (5) 与^レ (6)
- (8) (9) /
- (10) 為^レへこ^レれ (223) (11)
- (12) になりなん (8-316)
- (13) 則為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (11)
- (14) 則為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (8-316)

- (13) 我亦為^レ擁^レ護^レ 読^レ誦^レ受^レ持^レ法^ノ華^ノ經^者 (8-155)
- (14) 我亦為^レ擁^レ護^レ 読^レ誦^レ受^レ持^レ法^ノ華^ノ經^者 (15) 以
- (16) 我亦為^レ擁^レ護^レ 読^レ誦^レ受^レ持^レ法^ノ華^ノ經^者 (15) 以
- (17) 我亦為^レ擁^レ護^レ 読^レ誦^レ受^レ持^レ法^ノ華^ノ經^者 (15) 以
- (18) 我亦為^レ擁^レ護^レ 読^レ誦^レ受^レ持^レ法^ノ華^ノ經^者 (15) 以
- (19) 我亦為^レ擁^レ護^レ 読^レ誦^レ受^レ持^レ法^ノ華^ノ經^者 (15) 以
- (20) 我亦為^レ擁^レ護^レ 読^レ誦^レ受^レ持^レ法^ノ華^ノ經^者 (15) 以
- (21) 我亦為^レ擁^レ護^レ 読^レ誦^レ受^レ持^レ法^ノ華^ノ經^者 (15) 以
- (22) 読誦し受持せん者を擁護せんが為^レへため^レに陀羅尼を説かん (旧 354 新 368)
- (23) んがために (下 276)
- (24) ンカタメニ
- (25) /
- No. 598
- (1) 則為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (陀羅尼品 59a5)
- (2) 是 (3) 是 (4) 是 (5) 是 (6) 是*
- (8) (9) /
- (10) 為^レへこ^レれ (223) (11)
- (12) になりなん (8-330)
- (13) 則為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (8-165)
- (14) 則為^レ侵^レ 毀^シ 是^レ諸^ノ仏^ヲ已^レ (15) 是

- (16) 我亦為_レ愍_下念_上衆生_ヲ擁_中護_上 此法師_上故_ニ 以_テ
- (14) 我亦為_レ愍_下念_上衆生_ヲ擁_中護_上 此法師_上故_ニ 以_テ
- (13) 我亦為_レ愍_下念_上衆生_ヲ擁_中護_上 此法師_上故_ニ 以_テ
- (12) かための (8—334) (11) 以
- (10) を為_レへ(も)く(て)の (223) (11) 以
- (8) (9) / (3) 以 (4) 以 (5) (6)
- (2) 我亦為愍念衆生擁護此法師故 (陀羅尼品 59 a 8)
- (1) No. 599
- (26) (尋) No. 596に同じ。
- (25) 是
- (24) コレ
- (23) 為_レへ(こ)れ (下 278)
- (22) 則ち為_レへ(こ)れ是の諸仏を侵毀し已れるなり (旧 355 新 369)
- (21) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上
- (20) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上
- (19) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上
- (18) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上
- (17) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上
- (16) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上

- (18) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上
- (17) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上
- (16) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上
- (14) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上 (15) 是
- (13) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上 (8—181)
- (12) 則_レ為_レ侵_下毀_上是諸仏_ヲ已_レル_上 (224) (11)
- (10) 為_レへ(こ)れ (224) (11)
- (8) (9) / (3) 是 (4) 是 (5) 是 (6) 是
- (2) 是 (3) 是 (4) 是 (5) 是 (6) 是
- (1) No. 600 則為侵毀是諸仏已 (陀羅尼品 59 a 21)
- (25) /
- (24) シンカタメノ
- (23) んがために (下 278)
- (22) 此の法師を擁護せんが為_レへ(た)め_レの故に是の陀羅尼を説かん (旧 355 新 369)
- (21) 我亦為_レ愍_下念_上衆生_ヲ擁_中護_上 此法師_上故_ニ
- (20) 我亦為_レ愍_下念_上衆生_ヲ擁_中護_上 此法師_上故_ニ
- (19) 我亦為_レ愍_下念_上衆生_ヲ擁_中護_上 此法師_上故_ニ
- (18) 我亦為_レ愍_下念_上衆生_ヲ擁_中護_上 此法師_上故_ニ
- (17) 我亦為_レ愍_下念_上衆生_ヲ擁_中護_上 此法師_上故_ニ

(19)	汝 等 当 憂 念 汝 父 為 現 神 變	(18)	汝 等 当 憂 念 汝 父 為 現 神 變	(17)	汝 等 当 憂 念 汝 父 為 現 神 變	(16)	汝 等 当 憂 念 汝 父 為 現 神 變	(14)	汝 等 当 憂 念 汝 父 為 現 神 變	(13)	汝 等 当 憂 念 汝 父 為 現 神 變	(12)	た め に	(10)	為 に	(8)	為 に	(2)	汝 等 当 憂 念 汝 父 為 現 神 變	(1)	汝 等 当 憂 念 汝 父 為 現 神 變	No.	601	(26)	是	(25)	是	(24)	為 へ コ レ	(23)	為 へ コ レ	(22)	則 ち 為 へ こ	(21)	則 ち 為 へ こ	(20)	則 ち 為 へ こ	(19)	則 ち 為 へ こ
													(8—468)	(28)	(9)	(3)	(4)	(5)	(6)	(嚴 王 品 60 a 3)					(下 280)				(旧 356)										

(21)	汝 等 師 為 是 誰	(20)	汝 等 師 為 是 誰	(19)	汝 等 師 為 是 誰	(18)	汝 等 師 為 是 誰	(17)	汝 等 師 為 是 誰	(16)	汝 等 師 為 是 誰	(14)	汝 等 師 為 是 誰	(13)	汝 等 師 為 是 誰	(12)	と か せ ん	(10)	為 へ ま さ	(8)	汝 等 師 為 是 誰	(2)	汝 等 師 為 是 誰	(1)	汝 等 師 為 是 誰	No.	602	(25)	タ メ ニ	(24)	タ メ ニ	(23)	為 め に	(22)	汝 等 当 に 汝 が 父 を 憂 念 し て 為 へ た め	(21)	汝 等 当 に 汝 が 父 を 憂 念 し て 為 へ た め	(20)	汝 等 当 に 汝 が 父 を 憂 念 し て 為 へ た め
																(8—489)	(229)	(29)	(3)	(4)	(5)	(6)	(嚴 王 品 60 a 12)				(下 292)	(新 374)											

(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)	(24)	(23)	(22)
ノタメニ	のために (下 296)	我等父の為へためへに已に仏事を作しつ (旧 361 新 375)	我等為 _レ 父已 _レ 作 _ス 仏事	我等為 _レ 父已 _レ 作 _ス 仏事 (15) 与	我等為 _レ 父已 _レ 作 _ス 仏事 (8 249)	の為に (8 503)	の為に (229) (11)	／	与 (3) 与 (4) 与 (5) 与 (6) 与	我等為父已作仏事 (嚴王品 60 a 19)	603	／	サタメテ	となすや (下 294)	汝等が師は為へさだめて是れ誰ぞ (旧 361 新 375)					

(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(14)	(13)	(12)	(10)	(8)	(2)	(1)	No.	(25)
／	ノタメニ	のために (下 300)	彼の仏王の為へためへに法を説いて示教利喜したまふ (旧	為 _レ 王説 _テ 法	の為に (230) (11)	／	与 (3) 与 (4) 与 (5) 与 (6) 与	為王説法 (嚴王品 60 b 14)	604	／								

- (1) No. 605 為欲発起宿世善根饒益我故 (嚴王品 60 c 3)
- (2) 以 (3) 以 (4) 以 (5) 以 (6) 以
- (8) (9) /
- (10) 為(へ)ての (231) (11) 以
- (12) かための (8-591)
- (13) 為^{メノ}欲^{スル} 發^{シテ} 宿世善根 饒^中益^{セムト} 我^レ故^{ヘニ} (8-286)
- (14) 為^モ欲^ノ 發^{シテ} 宿世善根 饒^中益^{セント} 我^レ故^ニ (15) 以
- (16) 為^モ欲^ノ 發^{シテ} 宿世善根 饒^中益^{セント} 我^レ故^ニ
- (17) 為^モ欲^ノ 發^{シテ} 宿世善根 饒^中益^{セント} 我^レ故^ニ
- (18) 為^モ欲^ノ 發^{シテ} 宿世善根 饒^中益^{セント} 我^レ故^ニ
- (19) 為^モ欲^ノ 發^{シテ} 宿世善根 饒^中益^{セント} 我^レ故^ニ
- (20) 為^モ欲^ノ 發^{シテ} 宿世善根 饒^中益^{セント} 我^レ故^ニ
- (21) 為^レ欲^ル 發^{シテ} 宿世善根 饒^中益^{セント} 我^レ故^ニ
- (22) 我を饒益せんと欲するを為(へ)もつての故に我が家に來生
- (23) (旧 364 新 379) 為(へ)もつて (下 304)
- (24) ヲモツテノ
- (25) /

- (2) 与 (3) 与 (4) 与 (5) 与 (6) 与 (9) 与
- (8) 當に為(へ)之を説(き)タマヘ (108 b 14)
- (10) 為(へ)に (234) (11)
- (12) たために (8-674)
- (13) 當^ニ為^レ説^フ之^ヲ (8-326)
- (14) 當^ニ為^レ説^フ之^ヲ (15) 与
- (16) 當^ニ為^レ説^フ之^ヲ
- (17) 當^ニ為^レ説^フ之^ヲ
- (18) 當^ニ為^レ説^フ之^ヲ
- (19) 當^ニ為^レ説^フ之^ヲ
- (20) 當^ニ為^レ説^フ之^ヲ
- (21) 當^ニ為^レ説^フ之^ヲ
- (22) 當に為(へ)たために之を説きたまふべし (旧 367 新 382)
- (23) 為めに (下 318)
- (24) タメニ
- (25) /
- (1) No. 607 一者為諸仏護念 (勸發品 61 a 19)
- (2) 得 (3) 得 (4) 得 (5) 得 (6) 与
- (8) 諸仏に護念セラル、ことを為タル (109 a 2) (9) 得+
- (10) 為(へ)えたる (234) (11) 得

- (12) のために：せられ (8—680)
- (13) 一者為^{ニハメニ}諸仏^ノ護念^{セラル} (8—329)
- (14) 一者為^ニ諸仏^ヲ護念^{セラル、コトヲ} (諸仏の「ヲ」は誤刻か) (15) 得
- (16) 一者為^{ニハハエ}諸仏^ニ護念^{セラル、コトヲ}
- (17) 一者為^{ニハハエ}諸仏^ニ護念^{セラル、コトヲ}
- (18) 一者為^{ニハハエ}諸仏^ニ護念^{セラル、コトヲ}
- (19) 一者為^{ニハハエ}諸仏^ニ護念^{セラル}
- (20) 一者為^{ニハハエ}諸仏^ニ護念^{セラル、コトヲ}
- (21) 一者為^{ニハハエ}諸仏^ニ護念^{セラル}
- (22) 一には諸仏に護念せらるゝことを為^ニへ^ニ (旧 368 新 383)
- (23) を為^ニへ^ニる (下 320)
- (24) ラル、コトヲエ
- (25) /
- (26) (山) 為^レ魔所^ニ著^ルへマノタメニクルハサレタル・マニチヤクセラレタル・マニツカル、コトヲカフルゝ為^ニ々々章・補注並訓^レ被
- No. 608
- (1) 若^レ為^レ魔所^ニ著^ル者 (勸発品 61 a 26)
- (2) 被^レ (3) 被^レ (4) 被^レ (5) (6)
- (8) 若^レ(し)は魔に著^ル(せ)所^ニへラ^レル、ことを為^ル(る)者^ニへモノ^ニ (109 a 12) (9)
- (10) を為^ル(る)へ(か)ふゝれらむ (234) (11) 被

- (12) のために：せられ (8—695)
- (13) 若^レ為^レ魔所^ニ著^ル者 (8—336)
- (14) 若^レ為^レ魔所^ニ著^ル者 (15) 被
- (16) 若^レ為^レ魔所^ニ著^ル者
- (17) 若^レ為^レ魔所^ニ著^ル者
- (18) 若^レ為^レ魔所^ニ著^ル者
- (19) 若^レ為^レ魔所^ニ著^ル者
- (20) 若^レ為^レ魔所^ニ著^ル者
- (21) 若^レ為^レ魔所^ニ著^ル者
- (22) 若^レしは魔に著せられたる者 (旧 368 新 383)
- (23) れ (下 320)
- (24) タメニ(訓点アハズ)
- (25) 被
- (26) (尋) 若^レ為^レ魔所^ニ著^ル者^ニ為^レ訓^レ被^レ。
- No. 609
- (1) 亦^レ為^レ供養法華經^ニ故 (勸発品 61 b 2)
- (2) 以^テ (3) 以^テ (4) 以^テ (5) 以^テ (6) 以^テ
- (8) 亦^レ法華經^ニを供養せむを為^ルての故なり (109 b 2)
- (10) を為^ル(る)へ(も)ゝ(て)の (235) (11) 以
- (12) のための (8—706)
- (13) 亦^レ為^レ供養^ニ法華經^ニ故 (8—340)

- (14) 亦為^レ供養^{セシカ}法華經^ヲ故^{ナリ} (15) 以
- (16) 亦為^レ供養^{セシカ}法華經^ヲ故^{ナリ}
- (17) 亦為^レ供養^{セシカ}法華經^ヲ故^{ナリ}
- (18) 亦為^レ供養^{セシカ}法華經^ヲ故^{ナリ}
- (19) 亦為^レ供養^{セシカ}法華經^ヲ故^{ナリ}
- (20) 亦為^レ供養^{セシカ}法華經^ヲ故^{ナリ}
- (21) 亦為^レ供養^{セシカ}法華經^ヲ故^{ナリ}
- (22) 亦法華經を供養せんが為^レの故なり (旧 368 新 383)
- (23) んがための (下 322)
- (24) シカタメノ
- (25) (尋) 亦為^レ供養^{セシカ}法華經^ヲ故^{ナリ} (右恵心・両仮、好。左心空、不可也。)
- (26) 不可也。
- (1) No. 610 名為旋陀羅尼 (勸発品 61 b 7)
- (2) 是 (3) 是 (4) 作 (5) (6) 作
- (8) 名(け)て旋陀羅尼…法音方便陀羅尼と為 (109 b 10)
- (9) と為^レへす^ル (235) (11)
- (10) とす (8—720)
- (12) 名為^テ旋陀羅尼…方便陀羅尼 (8—346)
- (13) 名為^テ旋陀羅尼…方便陀羅尼

- (14) 名為^テ旋陀羅尼…方便陀羅尼 (15) 作
- (16) 名為^テ旋陀羅尼…方便陀羅尼
- (17) 名為^テ旋陀羅尼…方便陀羅尼
- (18) 名為^テ旋陀羅尼…方便陀羅尼
- (19) 名為^テ旋陀羅尼…方便陀羅尼
- (20) 名為^テ旋陀羅尼…方便陀羅尼
- (21) 名為^テ旋陀羅尼…方便陀羅尼
- (22) 名けて旋陀羅尼百千万億旋陀羅尼法音方便陀羅尼とす (旧)
- (23) となす (下 322)
- (24) トス
- (25) /
- (1) No. 611 而為說法 (勸発品 61 b 14)
- (2) 与 (3) 与 (4) 与 (5) 与 (6) 与
- (8) 而も為に法を説(き)て示教利喜セシム (110 a 1)
- (9) 与
- (10) 為に (235) (11)
- (12) ために (8—731)
- (13) 而為^レ説法^ヲ (8—352)
- (14) 而為^レ説法^ヲ (15) 与

- (16) 亦不_レ為_レ女人之所_ラ惑乱_セ
- (14) 亦不_レ為_レ女人之所_中惑乱_セ
- (13) 亦不_レ為_レ女人之所_中惑乱_セ
- (12) のために_レせられ (8—735)
- (10) を為_レへ(かふ)ゝ(ら)不_レ(し) (235) (11) 被
- (8) 亦女人に惑乱(せ)所ル、ことを為_レへカウゝフラ不_レへシゝ
(110 a 5) (9) 被
- (2) 被 (3) 被 (4) 被 (5) 被 (6) 被
- (1) 亦不為女人之所惑乱 (勸発品 61 b 16)
- No. 612
- (25) /
- (24) タメニ
- (23) 為めに (下 324)
- (22) 其の人の前に現じて為_レへためゝに法を説いて示教利喜すべ
(旧 369 新 384)
- (21) 而為説_レ法_ヲ
- (20) 而為説_レ法_ヲ
- (19) 而為説_レ法_ヲ
- (18) 而為説_レ法_ヲ
- (17) 而為説_レ法_ヲ
- (16) 而為説_レ法_ヲ

- (17) 亦不_レ為_レ女人之所_ラ惑乱_セ
- (18) 亦不_レ為_レ女人之所_ラ惑乱_セ
- (19) 亦不_レ為_レ女人之所_中惑乱_セ
- (20) 亦不_レ為_レ女人之所_中惑乱_セ
- (21) 亦不_レ為_レ女人之所_中惑乱_セ
- (22) 亦女人に惑乱せられじ (旧 369 新 385)
- (23) とならざらん (下 324)
- (24) セラレシ
- (25) 被
- (26) (尋) 亦不_レ為_レ女人_ニ為_レ訓被_。
- (1) 為諸如来手摩其頭 (勸発品 61 c 5)
- (2) 得 (3) 得 (4) 得 (5) 得 (6) 得
- (8) 如来に手をもつて其の頭へを摩_レへナゝテラル、ことを為_レへエゝ
テム (110 b 9) (9) 得
- (10) 為_レへ(カフ)ゝ(り)てむ (236) (11) 被
- (12) のために_レられ (8—767)
- (13) 為諸如来手_ヲ摩_レ其頭_ヲ
- (14) 為諸如来手_ヲ摩_レ其頭_ヲ
- (15) 得
- (16) 為諸如来手_ヲ摩_レ其頭_ヲ
- (17) 為諸如来手_ヲ摩_レ其頭_ヲ

- (18) 為^{エン}諸^ノ如来^ノ手^ヲ摩^ラ其^ノ頭^ヘ
- (19) 為^{エン}諸^ノ如来^ノ手^ヲ摩^ラ其^ノ頭^ヘ
- (20) 為^{エン}諸^ノ如来^ノ手^ヲ摩^ラ其^ノ頭^ヘ
- (21) 為^{エン}諸^ノ如来^ノ手^ヲ摩^ラ其^ノ頭^ヘ
- (22) 諸^ノ如来^ノ手^ヲもつて其^ノ頭^ヲを摩^ラてたまふを為^スへえん
(旧 371 新 386) (下 326)
- (23) を為^スへえん
- (24) フエテ
- (25) 得
- (26) (尋) 為^{エン}諸^ノ如来^ノ手^ヲ摩^ラ其^ノ頭^ヘ 為^ス訓^レ得^ル。
- No. 614
- (1) 為^{エン}千^ノ仏^ノ授^ケ手^ヲ令^ズ不^レ恐^レ怖^ル不^レ墮^ル惡^ニ趣^ニ (勸^レ発^ス品 61 c 9)
- (2) 得
- (3) 得
- (4) 得
- (5) 得
- (6) 得
- (8) 千^ノ仏^ノに手^ヲを授^ケラル、コト為^スへえんテ恐^レ怖^ル(せ)不^レへえん
(110 b 16) (9) 得
- (10) 為^スへえんて (236) (11) 得
- (12) のために: : : られ (8—780)
- (13) 為^{エン}千^ノ仏^ノ授^ケ手^ヲ令^ズ不^レ恐^レ怖^ル不^レ墮^ル惡^ニ趣^ニ
- (14) 為^{エン}千^ノ仏^ノ授^ケ手^ヲ令^ズ不^レ恐^レ怖^ル不^レ墮^ル惡^ニ趣^ニ
- (15) 得
- (16) 為^{エン}千^ノ仏^ノ授^ケ手^ヲ令^ズ不^レ恐^レ怖^ル不^レ墮^ル惡^ニ趣^ニ
- (17) 為^{エン}千^ノ仏^ノ授^ケ手^ヲ令^ズ不^レ恐^レ怖^ル不^レ墮^ル惡^ニ趣^ニ

- (18) 為^{エン}千^ノ仏^ノ授^ケ手^ヲ令^ズ不^レ恐^レ怖^ル不^レ墮^ル惡^ニ趣^ニ
- (19) 為^{エン}千^ノ仏^ノ授^ケ手^ヲ令^ズ不^レ恐^レ怖^ル不^レ墮^ル惡^ニ趣^ニ
- (20) 為^{エン}千^ノ仏^ノ授^ケ手^ヲ令^ズ不^レ恐^レ怖^ル不^レ墮^ル惡^ニ趣^ニ
- (21) 為^{エン}千^ノ仏^ノ授^ケ手^ヲ令^ズ不^レ恐^レ怖^ル不^レ墮^ル惡^ニ趣^ニ
- (22) 千^ノ仏^ノ手^ヲを授^ケて恐^レ怖^ルせず惡^ニ趣^ニに墮^ルちざらしめたまふことを為^スへえん
(旧 371 新 386) (下 328)
- (23) を為^スへえん
- (24) フエテ
- (25) 得
- (26) (尋) 為^{エン}千^ノ仏^ノ授^ケ手^ヲ令^ズ不^レ恐^レ怖^ル不^レ墮^ル惡^ニ趣^ニ即^チ往^ク菩^ツ薩^ノ所^ニ 為^ス訓^レ得^ル。句^ヲ解^シ注^ス得^ル仏^ト。 :
- No. 615
- (1) 当^ル知^ル是人^ト為^ス釈^ノ迦^ノ牟^ノ尼^ノ仏^ト手^ヲ摩^ラ其^ノ頭^ヲ (勸^レ発^ス品 62 a 1)
- (2) 得
- (3) 得
- (4) 得
- (5) 得
- (6) 得
- (8) 其^ノ頭^ヲを摩^ラへんテラレタマツルことを為^スへえん
(111 b 7) (9) 得
- (10) 為^スへえんむ (237) (11) 得
- (12) ことそへ為^ス字^ノ訓^ハそカ (8—815)
- (13) 当^ル知^ル是人^ト為^ス釈^ノ迦^ノ牟^ノ尼^ノ仏^ト手^ヲ摩^ラ其^ノ頭^ヲ
- (14) 当^ル知^ル是人^ト為^ス釈^ノ迦^ノ牟^ノ尼^ノ仏^ト手^ヲ摩^ラ其^ノ頭^ヲ
- (15) 得
- (16) 当^ル知^ル是人^ト為^ス釈^ノ迦^ノ牟^ノ尼^ノ仏^ト手^ヲ摩^ラ其^ノ頭^ヲ

- (17) 当知是、人為_ハ積迦牟尼_ハ手_ノ摩_ハ其頭_ヘ。
- (18) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ手_ノ摩_ハ其頭_ヘ。
- (19) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ手_ノ摩_ハ其頭_ヘ。
- (20) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ手_ノ摩_ハ其頭_ヘ。
- (21) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ手_ノ摩_ハ其頭_ヘ。
- (22) 是の人は積迦牟尼_ハの手_ヲもつて其の頭_ヲを摩_スすることを為_スへえ。
- (23) 人為_ハ積迦牟尼_ハ手_ノ摩_ハ其頭_ヘ。
- (24) フエン
- (25) 得
- (26) (尋) 為_ニ積_ハ・仏_ハ手_ノ摩_ハ其頭_ヘ。為_ニ積_ハ・仏_ハ衣_ノ之所_レ覆_ハ可_ル読_ス。

No. 616

- (16) 当知是、人為_ハ積迦牟尼_ハ衣_ノ之所_レ覆_ハ。
- (17) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ衣_ノ之所_レ覆_ハ。
- (18) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ衣_ノ之所_レ覆_ハ。
- (19) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ衣_ノ之所_レ覆_ハ。
- (20) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ衣_ノ之所_レ覆_ハ。
- (21) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ衣_ノ之所_レ覆_ハ。
- (22) 是の人は積迦牟尼_ハの衣_ヲに覆_ハはるることを為_スへえ。
- (23) 人為_ハ積迦牟尼_ハ衣_ノ之所_レ覆_ハ。
- (24) ル、コトヲフエン
- (25) 得
- (26) (尋) No. 615と同じ。

No. 617

- (1) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ衣_ノ之所_レ覆_ハ。(勸發品 62 a 2)
- (2) 得
- (3) 得
- (4) 得
- (5) 得
- (6) 得
- (8) 積迦牟尼_ハの衣_ヲに覆_ハへオホハサ所_レへル、ことを為_スへえム
- (10) 為_スへえむ (237) 得 (11) 得
- (12) こそへ為_ス字_ノ訓_ハそカ (8-817)
- (13) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ衣_ノ之所_レ覆_ハ (8-392)
- (14) 当知是人_ハ為_ニ積迦牟尼_ハ衣_ノ之所_レ覆_ハ 得

- (1) 不_レ為_ス三毒_ノ所_レ惱 (勸發品 62 a 7)
- (2) 被
- (3) 被
- (4) 被
- (5) 被
- (6) 被
- (8) 是の人は三毒_ニに惱_ハナヤマサ所_レへル、ことを為_スへカウフ
- (10) 為_スへカフラ不_レへし (237) 被
- (12) のために (8-825)
- (13) 不_レ為_ス三毒_ノ所_レ惱 (8-397)
- (14) 不_レ為_ス三毒_ノ所_レ惱 被

- (16) 亦不_レ為_レ嫉妬我慢邪慢増上慢所_レ惱_ヾ
- (14) 亦不_レ為_レ嫉妬我慢邪慢増上慢所_レ惱_ヾ (15) 被
- (13) 亦不_レ為_レ嫉妬我慢邪慢増上慢所_レ惱_ヾ (8―397)
- (12) のために (8―827)
- (10) を為_レヘカフ_レラ不_レヘシ_レ (237) (11)
- (8) 亦嫉妬と…増上慢とに惱(まさ)所(る)ことを為_レラ不_レヘシ_レ
(11b 16) (9) 被
- (2) 被 (3) 被 (4) 被 (5) 被 (6) 被
- (1) 亦復不為嫉妬我慢邪慢増上慢所_レ惱 (勸発品 62 a 7)
- No. 618
- (26) (尋) 不_レ為_レ三毒所_レ惱亦不_レ為_レ慢所_レ惱二為訓被得。
- (25) 被
- (24) ナヤマサレシ
- (23) のために…れ (下 332)
- (22) 是の人は三毒に惱されじ (旧 373) 新 388
- (21) 不_レ為_レ三毒所_レ惱
- (20) 不_レ為_レ三毒所_レ惱
- (19) 不_レ為_レ三毒所_レ惱
- (18) 不_レ為_レ三毒所_レ惱
- (17) 不_レ為_レ三毒所_レ惱
- (16) 不_レ為_レ三毒所_レ惱

- (17) 亦不_レ為_レ嫉妬我慢邪慢増上慢所_レ惱_ヾ
- (18) 亦不_レ為_レ嫉妬我慢邪慢増上慢所_レ惱_ヾ
- (19) 亦不_レ為_レ嫉妬我慢邪慢増上慢所_レ惱_ヾ
- (20) 亦不_レ為_レ嫉妬我慢邪慢増上慢所_レ惱_ヾ
- (21) 亦不_レ為_レ嫉妬我慢邪慢増上慢所_レ惱_ヾ
- (22) 亦嫉妬我慢邪慢増上慢に惱されじ (旧 373) 新 388
- (23) のために…れ (下 332)
- (24) ナヤマサレシ
- (25) 被
- (26) (尋) No. 617に同じ。

(完)